

公 示 日：2026 年 9 月 2 日（水）

調達管理番号：26a00568

国 名：ブラジル連邦共和国

担 当 部 署：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

調 達 件 名：ブラジル国障害者の包摂のための保健サービス促進及び改善プロジェクト（チーフアドバイザー）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１）担 当 業 務：チーフアドバイザー/保健制度強化
- （２）格 付：2 号
- （３）業 務 の 種 類：専門家業務
- （４）在 勤 地：レシフェ市
- （５）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月下旬から 2029 年 1 月下旬予定
- （６）渡 航 期 間：2027 年 1 月上旬から 2029 年 1 月上旬
- （７）業 務 量 の 目 途：24 人月

2. 業務の背景

ブラジルは国連障害者権利条約の批准や障害者包摂法の制定等を通じ、障害者の権利向上と社会包摂の推進に取り組んできた。また、憲法に基づき 1988 年に「統一保健医療システム(Sistema Único de Saúde、以下「SUS」という。)」を整備し、全国で無料の公的保健サービスを提供している。しかしながら、障害者の保健サービスへのアクセスには依然として課題があり、障害者に対する専門的な医療サービスへのアクセスや質の確保が不十分である。この状況を受けて、保健省は障害者に対する保健サービスの向上を目的に、2012 年に同制度を拡大し「障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク(Rede de Cuidados à

Pessoa com Deficiência、以下「RCPD」という。)¹」を設立した。RCPD は、SUS の中で障害者のニーズや機能障害に応じて適切な保健医療サービスを切れ目なく受けられるように、医療機関や行政機関の連携をつなぐネットワークとして設立されたものである。しかし、RCPD の運用においては、障害の有無に関わらず全ての患者の窓口となる地域の基礎保健ユニット(Unidades Básicas de Saúde, 以下「UBS」)²の障害に関する理解の不足や、適切なリファール体制の未整備、さらには州レベルでの運用体制やデータ活用の不足などの課題が指摘されている。また、RCPD の適切な運用に向けた計画策定プロセスにおける関係者間の連携や障害当事者の参画も十分とは言えない状況が存在する。

本事業は、これらの課題に対応し、RCPD 運用を促進するための基盤整備をすることを目的に実施するものである。具体的には、ペルナンブコ州において、①障害者、行政官、医療従事者といった関係者間の連携強化、②障害者に関する情報収集体制の整備、③障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力強化、④RCPD 推進に関する取組等をパイロットプロジェクトとして実施し、これにより、同州における障害インクルーシブな保健サービス提供の強化に寄与することを目的とする。

なお、本プロジェクト全体の実施期間は2027年1月から2031年1月を予定しており、プロジェクトサイトは、以下のとおりである。

- ・ ペルナンブコ州レシフェ地域
- ・ ペルナンブコ州カルアル地域

また、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、「保健制度強化」の専門家として、派遣されるものである。本専門家は、カウンターパート（以下「C/P」という。）とするペルナンブコ州保健局及び他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果発現の促進を目指す。本専門家に期待される成果は以下のとおり。

成果1

¹ RCPDの和訳は、ポルトガル語を直訳すると「障害者ケアネットワーク」だが、州保健局との協議を通じ、日本語としてより意味が通りやすい訳として「障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク」を用いることとする。理由は次のとおり。RCPDには、①様々な障害に起因・影響する疾病に関する専門的な保健サービスへのアクセス改善、②障害の有無や種別に関わらず質の良い保健サービスへのアクセス改善という2つの目的がある。これら2つの目的を総合的に達成するものとして、上記の和訳としている。

² ブラジルのプライマリーヘルスケアセンターのことを指す。予防、診断、治療を含む基本的な保健サービスを提供し、統一保健医療システム(SUS)の利用者の一次受入機関となる。

- ・ ペルナンブコ州保健局及び関係機関との協働の下、プロジェクトサイトにおけるパイロットプロジェクト活動計画が策定される。

成果 2

- ・ 障害者に関する情報の収集、管理、発信、活用に係る現状及び課題が整理され、保健サービス改善に活用可能な情報収集・活用の仕組の構築³が促進される。

成果 3

- ・ 障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力強化計画及び能力強化活動が実施され、RCPD 運用改善に向けた知見が整理される。

成果 4

- ・ パイロットプロジェクトを通じて得られた成果・教訓が体系化され、レシフェ地域及びカルアル地域における共有・普及の取組が促進される。

4. 業務の内容

【チーフアドバイザーとしての業務】

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会（JCC）を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ JCC とは別に設置される活動進捗報告会（年 2 回）において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係者と協議する。
- ④ 上記進捗管理を通じて、特定されたプロジェクト上の課題や外部条件の変化等に対して、状況を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画見直しの提案、計画の修正等を行う。
- ⑤ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ⑥ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ⑦ 効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組や働きかけを、JICA（本

³案件概要表では成果2(2-3)の活動としてデータベースシステムの開発が想定されているが、現時点ではペルナンブコ州保健局が必要とするシステムの具体的な内容や開発範囲は未確定であり、今後の協議を通じて整理していく予定である。

部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。

- ⑧ ブラジル国内における他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

【保健制度強化に係る業務】

「3. 期待される成果」の成果1～4に対応する業務内容を以下のとおり記載。

成果1

ペルナンブコ州保健局及び関係機関との協働の下、プロジェクトサイトにおけるパイロットプロジェクト活動計画が策定される。

- ・ プロジェクト実施にあたる役割分担や活動内容等について、関係者間で協議を行うためのワーキンググループの形成・設置を支援する。
- ・ プロジェクトサイトにおいて、対象地域の保健サービスの現状、課題及び障害者の利用状況等を把握するための状況分析調査及びベースライン調査を実施するとともに、調査の全体管理を行う。
- ・ 上記、状況分析調査及びベースライン調査の結果を踏まえ、関係機関との協議・合意、パイロットプロジェクト活動計画の策定及び実施をとりまとめる。
- ・ 本プロジェクトの活動計画のモニタリング・評価を行い、課題発生時には活動内容・実施体制の見直しを行う。

成果2

障害者に関する情報の収集、管理、発信、活用に係る現状及び課題が整理され、保健サービス改善に活用可能な情報収集・活用の仕組の構築が促進される。

- ・ 保健サービスの提供に必要な障害者に関するデータ（人数、障害種別、サービス利用状況等）について、各機関における情報収集、情報管理及び情報活用の方法を整理し、課題を分析した上で、改善策についてペルナンブコ州保健局と協議する。
- ・ 上記協議を通じて、障害関連データの収集・管理・活用方法を再設計する。
- ・ ペルナンブコ州保健局による障害者関連データ収集活動をモニタリングするとともに、必要に応じて助言や改善支援を行う。
- ・ パイロットプロジェクトで収集した障害者関連データについて、保健サービスを提供する関係者へ共有するとともに、それらの情報を保健サービスの改善にどのように活用できるか検討するワークショップを実施する。

- ・ 障害関連データの収集、発信、活用までの手順や方法を整理した総合マニュアルを策定する。

成果 3

障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力強化計画及び能力強化活動が実施され、RCPD 運用改善に向けた知見が整理される。

- ・ 障害当事者及び家族、医療従事者、行政職員等を対象とした能力強化活動について、ニーズ把握、能力強化計画策定、研修実施、教材改善及びフォローアップまでの取組の総合調整及び実施を支援する。
- ・ 障害当事者及び家族、医療従事者、行政職員等を対象とした能力強化活動の実施結果を踏まえ、RCPD 運用上の課題を整理し、改善策を検討し、関係者間で共有する。

成果 4

パイロットプロジェクトを通じて得られた成果・教訓が体系化され、レシフェ地域及びカルアル地域における共有・普及の取組が促進される。

- ・ プロジェクトサイトで実施した活動の成果や教訓を他地域へ展開するため、好事例として整理すべき事項（取組内容、実施体制、成果、課題等）を整理し、レシフェ地域及びカルアル地域でも実践できるよう、参考事例をまとめた教材を作成する。
- ・ プロジェクトサイトで作成した普及教材や好事例を、他の行政保健地域へ共有・活用するため、普及展開するための計画を策定するとともに、レシフェ地域及びカルアル地域の関係者を対象としたワークショップを開催し、成果や教訓を共有する。
- ・ 普及展開におけるワークショップの実施結果を確認し、普及教材や好事例がレシフェ地域及びカルアル地域でも活用できる内容になっているか評価し、改善点を整理する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下のとおり。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	多様な関係者（州保健局、自治体、障害者団体、医療機関）との調整をどのように進めるか。	【チーフアドバイザーとしての業務】①～⑧

2	把握する障害者関連データ（人数、障害種別、サービス利用状況等）をどのように活用し、医療・保健サービス（RCPD の運営含む）の向上につなげるか。	【保健制度強化に係る業務】成果 2
3	パイロットプロジェクトの成果を、レシフェ地域及びカルアル地域への普及・展開するための方策（関係機関との連携方法、普及プロセス等）。	【保健制度強化に係る業務】成果 4

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下のとおりです。

類似業務経験の分野	保健・医療に係る業務
語学の種類	英語（ポルトガル語が更にできれば望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より3か月以内	人間開発部（CC:ブラジル事務所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ⁵	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、ブラ	－	日本語	電子データ

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

		ジル事務所)			
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、ブラジル事務所）	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は1月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

- (ア) チーフアドバイザー/保健制度強化（本専門家）
- (イ) 保健分野に係る障害インクルージョン/業務調整

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・詳細計画策定調査報告書（1回目：2024年6月）
- ・詳細計画策定調査報告書（2回目：2025年3月）
- ・障害者の包摂のための保健サービス促進及び改善プロジェクト R/D

② 本業務に関する以下の資料が JICA ニュースリリースのウェブサイト及び JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ニュースリリース・広報

https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20260630_11.html

- ・国別障害関連情報 ブラジル連邦共和国

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044908.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 9月 16日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 2日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 10月 7日 14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年 10月 13日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：

ブラジル国障害者の包摂のための保健サービス促進及び改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：24a00785）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡 易 プ ロ ポ ー ザ ル 提 出 部 数： 1 部

(2) プレゼンテーション資料提出部数： 1 部

(3) 提 出 方 法： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,534,000	1,723,000
	個人	1,181,000	1,370,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		
	インターナショナルスクール／ 現地校		181,100	208,900

③ 住居費：1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,114,910 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：プロジェクトアシスタント兼通訳 1 名（日本語での日常的な業務コミュニケーションを補助できるレベル）を備上想定
- オ) 執務スペースの提供：ペルナンブコ州保健局内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ブラジル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

派遣前（後）業務の可能性があります。

以上

案件概要表

国際協力機構

人間開発部高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

1. 案件名（国名）

国 名： ブラジル連邦共和国（ブラジル）

案件名： 障害者の包摂のための保健サービス促進及び改善プロジェクト

The Project for Promoting and Improving Health Services for Inclusion of Persons with Disabilities

2. 事業の背景と必要性

- （１） 当該国における障害者を取り巻く保健サービスの現状・課題及び本事業の位置付け

ブラジルでは、憲法上の「健康は万人の権利であり、国家の義務である」という規定の下、1988年に「統一保健医療システム（Sistema Único de Saúde、以下「SUS」）」が導入され、全国で無料の公的保健サービスの提供が開始された。しかしながら、SUSの導入後も、障害者の保健サービスへのアクセスにおける公平性は十分に確保されていなかった。

こうした課題に対応するため、同国政府は2012年にSUS制度を拡充し、同制度の枠組内に、障害者の機能障害を考慮して適切な保健サービスにつなげるための仕組である「障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク（Rede de Cuidados à Pessoa com Deficiência、以下「RCPD」）」を設立した。しかしながら、RCPDを設置及び運用を統括する州保健局においては、度重なる政権交代による政策実施の停滞等の影響もあり、多くの州でRCPDの設置・運用は十分に進んでいない。また、RCPDが設置されている地域においても、その運用に関する活動計画が地域の障害者の障害種別や居住地等の基本的な情報に基づいて策定されていない、活動計画策定プロセスにおいて行政官、医療従事者及び障害者の意見を反映するための取組が十分でないといった運用上の課題がある。加えて、SUSの枠組で保健サービスを利用する際、全ての患者の窓口として機能する地域の基礎保健ユニット（Unidades Básicas de Saúde、以下「UBS」）においてもUBSに所属する職員の障害に対する理解不足により障害者の特性（機能障害等）を考慮した適切なリファerralが行われない場合があるなど、保健サービス提供者の能力開発が依然課題である。

今般、本技術協力プロジェクトを要請したペルナンブコ州保健局・障害者健康ケア調整課は、障害者に対する包括的な保健サービスの提供、障害の予防を

目的とした活動・情報提供、RCPD の推進、並びに保健サービス提供者等の能力開発を通じて、障害者の生活の質向上を図る役割を担っている。同課は、障害者に対する保健サービス向上のための RCPD 推進の取組を、より社会的・包括的かつ障害インクルーシブなものに改善するとともに、現在州内の一部地域に留まっている RCPD 推進の取組を州全域へ拡大することを目指しており、この実現に向け、障害者団体との対話を通じて障害の視点を政策や公的サービスに反映してきた経験がある日本に対し協力が要請されたものである。

(2) ブラジルに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は JICA グローバル・アジェンダ「6. 保健医療」の目的に掲げられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成」と「9. 社会保障・障害と開発」の目的に掲げられる「障害者の人権尊重、完全参加と平等、インクルーシブな社会の実現」に横断的に取り組むことで、保健分野における格差是正を促進するものである。

また、JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では「格差是正に向けた経済開発・社会包摂の推進」が重点分野の一つに掲げられており、保健・医療分野ではユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を目指すために低所得者層や障害者の保健医療へのアクセス改善の必要性が述べられている。

(3) 他の援助機関の対応

UNICEF がブラジル東北部に対して、①子どもを暴力から守る活動及び②安全な街づくりの活動を実施している。障害児に特化した協力ではないものの、障害に配慮しながら取り組んでいる。本事業の実施にあたっては、支援内容の重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ペルナンブコ州において、障害者、行政官、医療従事者といった関係者の連携強化及びパイロットプロジェクト実施計画の策定、障害者の情報収集のプロセスの確立、障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力強化、パイロットプロジェクト経験の共有を行うことにより、障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク（RCPD）の運用を促進する基盤の整備を図り、もってペルナンブコ州における RCPD 運用の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

本事業では、活動対象地域（プロジェクトサイト）として、州内に 12 か所設置されている保健行政地域の中から、以下のとおり 2 地域を選定している。

また、プロジェクトサイトは複数の自治体を包含する広範な地域であるため、プロジェクト活動を試行的かつ集約的に実施するため、各プロジェクトサイト内に、自治体レベルの「モデルサイト」を計 2 か所選定している。

なお、プロジェクトサイト及びモデルサイトの選定にあたっては、(ア) 障害者団体が活発に活動していること、(イ) 州保健局管轄の保健施設が所在していること、(ウ) 保健施設へのアクセスの良さ、(エ) 各保健行政地域の中心自治体であることを基準とした。

プロジェクトサイト	モデルサイト
レシフェ地域（保健行政地域 1）	レシフェ市
カルアル地域（保健行政地域 4）	カルアル市

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ペルナンブコ州保健局約 3 万人、レシフェ市及びカルアル市のプライマリーヘルスケア従事者約 1900 人、プロジェクトに参加する障害者関係団体

最終受益者：保健行政地域 1 の障害者：約 42 万人、保健行政地域 4 の障害者約 13 万人

(4) 総事業費（日本側）：約 2 億 6 千万円

(5) 事業実施期間

2027 年 1 月上旬～2031 年 1 月上旬を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

ペルナンブコ州保健局をカウンターパートとし、関連する保健機関、障害者団体と協力の上で事業を実施する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 96 人月）：

直営専門家 1 名（業務調整）、

現地滞在型専門家 1 名（チーフアドバイザー）

- ② 研修員受入：本邦研修（障害者を包摂した保健サービス制度、障害者の健康や生活の質向上）
- ③ 機材供与：特になし
- ④ その他：プロジェクト目標を達し得るために必要な経費（現地スタッフ 備上経費、資料作成経費、専門家移動費等）

2）ブラジル側

- ① カウンターパートの配置
- ② 専門家及びアシスタントのための執務スペースと必要な資機材
- ③ プロジェクト実施に必要な経費の確保（行政官やワーキンググループメンバーの移動費等）

（8） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動（ブラジル東北部）

・草の根技術協力事業・パートナー型「ろう者組織の強化を通じた非識字層への HIV/AIDS 教育（2008～2011 年）」及び草の根技術協力事業・パートナー型フォローアップ案件「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者への HIV/AIDS 教育フェーズ 2（2011～2012 年）」では、ペルナンブコ州レシフェ市を中心に活動を実施した。そのため、これら事業に参画した現地障害者団体と日本側の NGO 等の関係性は既に構築されている。さらに、同プロジェクトで育成された障害者は継続的な活動を実施している。本事業では、これまでの JICA 事業の成果とネットワークを活かし、障害者の保健サービスの向上を一層推進することが期待されている。

2）他の開発協力機関等の援助活動

特になし。

（9） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。
- 2）横断的事項：本事業では、保健分野における障害者の社会参加促進のための基盤づくりの一環として、地方自治における意思決定に障害者が参画する仕組づくりを計画している。同計画を官民が連携して実施することで、障害者に限らず、社会的に脆弱な立場にある人々の声が地方自治に反

映される仕組が広く形成されることが期待される。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】

■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

＜分類理由＞調査にて、障害とジェンダーを含む交差性への対応が十分でなく、ジェンダーを含む交差性を持つ障害者の代表性が低い等のジェンダー課題が確認された。本事業では、交差性を持つ障害者のニーズを踏まえた研修教材の開発、ジェンダーを含む交差性を持つ障害者の人材育成等の活動を行い、指標を設定しているため。なお、事業で実施される調査等では、人種、性別、年齢、セクシュアリティ、障害別に細分化されたデータを収集・分析する。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組

(1) 上位目標

ペルナンブコ州で障害インクルーシブな保健サービス提供ネットワーク(RCPD)の運用が強化される。

＜指標及び目標値＞

指標1：プロジェクトの成果を含んだ障害者のための州保健計画が策定される

指標2：12地域ごとのRCPD保健行政地域活動計画が策定あるいは改善される

指標3：アクセシブルな建物や環境、医療・健康機器、情報、通信を提供する診療所や病院、その他の施設がX数増える

指標4：医療施設を利用する障害者の満足度が高まる

(2) プロジェクト目標

プロジェクトサイトにおいて、RCPDの運用を促進する基盤が整備される

＜指標及び目標値＞

指標1：RCPD保健行政地域活動計画がプロジェクトの成果を反映して改善される

指標2：プロジェクトに参加する障害者団体の満足度がXX%増加する

(3) 成果

成果1：関係者間の連携が強化され、自治体レベルでのパイロットプロジェ

クト活動計画が策定される。

成果 2：障害者に関する情報の収集、発信、活用のためのプロセスが確立される。

成果 3：障害者に適切な保健サービスを提供するための関係者の能力が強化される。

成果 4：パイロットプロジェクトの経験が保健行政地域 1 と保健行政地域 4 で共有される。

（４）主な活動

- 1-1. キックオフミーティングを開催する（連携強化のための課題特定、パイロットプロジェクト関係者の連携強化の方法を決定、ワーキンググループの設立）
- 1-2. ワーキンググループを形成する
- 1-3. 成果 1～4 に関して社会的脆弱層の居住地域を含む状況分析調査とベースライン調査を実施する
- 1-4. パイロットプロジェクト活動計画を策定する
- 1-5. パイロットプロジェクト活動計画を実施する（例：RCPD 保健行政地域活動計画の運営・実施に対する障害当事者のアドバイザーを配置、保健評議会の能力向上等）
- 1-6. パイロットプロジェクト活動計画をモニタリングし評価する
- 1-7. RCPD 保健行政地域活動計画を改訂する
- 1-8. 主要関係者と活動進捗報告会（年 2 回）を開催し、成果 1 から 4 に関する全ての活動を総合的に見直し、政策提言（ロードマップ）を策定する
- 2-1. 保健サービス提供に必要な障害者の情報収集状況をマッピングし、情報収集の状況と課題を確認する
- 2-2. 収集した情報のデータベース化について関係者との協議を実施する
- 2-3. 障害に関する統計情報を集約・管理・保存するデータベースシステムを開発する
- 2-4. 障害者のデータを収集するための質問票を作成する
- 2-5. モデルサイトで障害者のデータ収集のパイロットプロジェクトを実施する（データ収集業務マニュアルの作成、データ収集を行う調査員への研修等）
- 2-6. データ収集活動のモニタリングとフォローアップ研修を実施する
- 2-7. 関係者とパイロットプロジェクトの結果についてワークショップを実施する

- 2-8. 障害者の情報の収集、発信、活用方法が具体的かつ詳細に記された総合マニュアルを策定する
- 3-1. 既存の能力開発研修をマッピングし、能力開発の状況と課題を確認する
(例：既存教材の確認等)
- 3-2. 次の3つのターゲットのための能力強化計画を策定する
 - 1) 障害者とその家族
 - 2) 医療従事者
 - 3) 行政職員
- 3-3. 研修教材を開発する
- 3-4. 計画に沿った研修を実施する
- 3-5. 3-3 で開発した研修教材と既存の教材を更新する
- 3-6. 3-1～3-5 の活動をモニタリング・評価する
- 3-7. 知識定着のために研修参加者をフォローアップする
- 4-1. モデルサイトで、保健サービス普及展開の好事例を収集するための方法を特定する
- 4-2. モデルサイトの実践例と保健サービス普及展開政策の情報を収集・分析する
- 4-3. 普及教材を作成する
- 4-4. 普及教材の活用と他自治体に教訓を共有するための計画と方法を策定する
- 4-5. 普及展開のためのワークショップを実施する
- 4-6. ワークショップの結果をモニタリング・評価する
- 4-7. 社会的脆弱層の居住地域を考慮した普及展開の実装計画を策定する

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：
 - 州の優先的取組に障害者の保健サービスの改善が含まれている
- (2) 外部条件：
 - 本事業における州保健局と市保健局の協力合意がなされている
 - モデルサイトの自治体がプロジェクトに関与する
 - モデルサイトにおいて予算及び人材が確保されている
 - モデルサイト以外の自治体がプロジェクトに関与する

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「東北ブラジル公衆衛生プロジェクト（1995～2000年）」及び「東北ブラジル健康なまちづくりプロジェクト（2003～2008年）」では、住民自身が生活習慣と生活

環境の改善をめざす「ヘルスプロモーション」を通して、住民自身の健康・生活の質向上を行った。

事後評価ではこのアプローチによって住民の健康や生活に対する関心が高まり、健康・生活の質向上に係る行動が実施されている点が評価されている。本事業においても、障害者自身がヘルスプロモーションに取り組んでいけるよう、プライマリヘルスケア従事者や障害者に研修を実施する。

2007～2012年にコスタリカで実施された「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」（評価年度：2014年度）においては、協力期間中に様々な技術協力のスキームを戦略的に活用することで、案件終了後の持続可能性が高まることが指摘されている。具体的には、障害者やコミュニティの関係者が地域別研修や第三国研修に参加することで、彼らのインクルーシブ開発への理解が向上し、障害者のエンパワメントや社会参加が進んだ。その結果として、コミュニティレベルのアクターが主体となる草の根技術協力事業が形成・実施されるに至った。本事業においても案件の持続可能性を考慮し、中南米地域の人材交流を含めた様々なリソース及びスキームを組み合わせた事業計画を行う。

7. 評価結果

本事業は、最終受益者である障害者のニーズに対応した事業であり、ブラジルの開発計画・関連政策とも密接に連携しているため、その目標達成に貢献する。本事業はブラジル政府の取組である RCPD の実効性を高める取組であり、その計画を実施する州保健局の組織課題にも対応している。日本の経験やノウハウの活用も見込まれており、実施アプローチも妥当である。さらに、SDGs ゴール 3（すべての人に健康と福祉を）や国連障害者権利条約第 25 条（健康）など国際的な枠組とも整合しており、障害者が公平に保健サービスを受けられる社会の実現に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1） 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

（2） 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査
事業終了 6 カ月前	エンドライン調査
事業終了 3 カ月以内	完了時評価

以上